（職員の服務の宣誓に関する政令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

一　職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）第一条第一項

二　職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第三条

三　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第二十四条第一項

四　人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第三条第一号

五　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）第一項

六　職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）附則第二条第二項第一号

（介護保険法施行令の一部改正）

第七条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十三号中「第四十四条の二第二項第一号」を「第四十四条の二第一項」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第八条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二号中「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第一項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。附則第三条において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表改正前国共済法附則第十二条の八の四、第十二条の十第一項並びに第十三条の三第一項、第二項及び第六項第二号の項中「、第十二条の十第一項並びに第十三条の三第一項、第二項及び第六項第二号」を「及び第十二条の十第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

改正前国共済法附則第十三条の三第一項	係る国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）
、国家公務員法	係る国家公務員法
、旧国家公務員法	（国家公務員法及び国家公務員法

第八条第二項の表第十一条の十第一項第二号から第四号までの項を削り、同表第十一条の十第一項の項の次に次のように加える。

第十一条の十第一項第二号	月数（国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）の支給に係る退職手当の基礎となる在職期間に係る月数と再任用職員等としての在職期間に係る月数とを合算した月数）	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額
		旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
第十一条の十第一項第三号	月数	退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額
		旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付